

あなたのお仕事は、
いわゆる

(川崎市契約条例第7条)

「公契約条例」

が適用されています。

公契約条例とは・・・

川崎市との契約等に関わるお仕事をした労働者に支払われる賃金[※]の下限額を定めることで、従事する労働者の労働条件を確保し、併せて事業者の社会的価値の向上等を図ることにより、質の高い工事や業務を調達していくものです。
川崎市では、平成23年4月から条例を施行しています。

※賃金の下限額を条例では「作業報酬下限額」といいます。

対象となる契約等

工事：予定価格6億円以上

委託：・予定価格1千万円以上

(対象業種)

警備・建物清掃・屋外清掃・施設維持管理

データ入力・給食調理業務

※給食調理業務は平成28年度契約案件から)

・指定管理業務

対象となる労働者

工事：本契約に係る作業に従事する者
※一人親方も含みます。

委託：・本契約に係る作業に従事する者
・指定管理業務に従事する者

自分の賃金が作業報酬下限額より低いと感じた場合は・・・

- ・自分の作業報酬が記載された台帳を閲覧することができます。
- ・申し出をすることができます。

申し出先(次のいずれか)

・川崎市役所 財政局資産管理部契約課

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-3695/FAX044-200-9901

・受注者である元請事業者

- ・賃金が作業報酬下限額より低い場合は、差額を受け取ることができます。

※受注者は、申し出等をしたことを理由とする解雇や請負契約の解除等、不利益な取扱いをしてはならないこととなっております。

平成29年度特定業務委託契約の作業報酬下限額

(作業1時間当りの額、単位：円)

対象契約等	作業報酬下限額
<p data-bbox="272 490 655 539">特定業務委託契約</p> <p data-bbox="154 568 791 658">表面「対象となる契約等」の「委託」の欄に記載されている契約等</p>	<p data-bbox="1082 568 1209 622">964</p>



携帯・スマホ用



発行元：川崎市役所 財政局資産管理部契約課